

## 令和5年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

### 県北会場

#### 科目 ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

- ◆ 放課後児童クラブの管理運営にはたくさんの条例や指針があることを学びました。講義の中で、保護者や子どもの個人情報の取り扱いには十分注意しなければならないことや、大人が子どもたちの心身の健康を守ることの大切さを改めて感じました。職員との情報共有もとても大切ですが、決して他者に口外してはならないと心に留めながら、子どもたちが自分らしく成長できるように日々努めていきたいです。
- ◆ 放課後児童クラブを運営していく上での様々な条例や指針があることを知りました。子どもたちを一番に考え、安心して過ごせるよう、個人情報の取り扱いや苦情解決などの対応についても学ぶことができました。また、感染症対策や災害時などの緊張時の対応など、改めて事前に対応を考え、話し合いをしておかなければならないと感じ、自分自身しっかりと頭に入れておかなければならないと強く感じました。
- ◆ 子どもの権利条約の4つの柱として、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」があり、条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければなりません。子どもの権利条約と放課後児童クラブとの関わりを学ぶことにより、子ども一人一人の人格を尊重して、支援を行っていかねばならないと感じました。法律、法令に関してテキスト内の説明を読み返し、支援員としての自覚をもって支援していきたいです。
- ◆ 本科目を通じて学んだことは苦情解決のコツです。放課後児童クラブに勤務して、まだそういう場面に遭遇したことはありませんが、素早い対応を心がけたいと思います。相手の心情を理解することが一番の最優先事項だと思いました。気持ちを理解し、今後どのようにすれば解決できるのか親身になって、解決したいと思いました。
- ◆ 「子どもを真ん中にして子どもの声を聞きましょう」という役割を果たす大人を「アドボケイト」と言うそうです。自分の言いたいことを上手に伝えられない子どもたちのため、代弁できる人（いわば子どものマイク）になれるように頑張りたいです。苦情対応では、出欠の確認にアプリを使っている放課後児童クラブもあり、「出欠の連絡が伝わっていなかった」という苦情に対応できるのではないかと思います。